

テクノアルファ株式会社 定款

2023 年 2 月 27 日 改定

テクノアルファ株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、テクノアルファ株式会社と称し、英文ではTechno Alpha Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. プリント基板・電子部品製造用の機械、装置、部品及び工具の製造、輸出入、販売並びに修理
2. 精密機械の輸出
3. 環境機器の製造及び輸出入、販売並びに修理
4. 舶用機器の製造及び輸出入、販売並びに修理
5. ディスプレー装置製造用の材料、部品の製造、販売、並びに輸出入業務及びコンサルタント業務
6. ディスプレー装置製造用の機械装置の設計、組立、製造、販売、並びに輸出入業務及びコンサルタント業務
7. 半導体製造用の材料、部品、機械装置の設計、組立、製造、販売、並びに輸出入業務及びコンサルタント業務
8. 各種映像、画像システム及びシステムソフトウェアの研究開発、設計、製造、販売、保守、並びに輸出入業務及びコンサルタント業務
9. センサー、測定器、情報制御機器等の電子応用機器の開発、製造、販売、並びに輸出入業務及びコンサルタント業務
10. 化粧品、薬品類（医薬品、医薬部外品、工業用薬品、毒、劇物等を含む）及びこれらの原料の販売、並びに輸出入業務
11. 各種梱包資材、包装資材の販売及び輸出入業務
12. 電子機器の製造・販売
13. コンピュータ・プログラムの開発・販売
14. 機械設備に関する電子機器導入の技術コンサルタント
15. 分析機器に関する研究開発、製造、販売並びに輸出入
16. 分析機器に付随する付属品、部品、材料、薬品の製造、販売並びに輸出入
17. 分析機器の販売に付随する一切の工事施工に関する業務

18. 分析機器の中古品の回収、修理、販売及び輸出入
19. 分析機器のリース
20. 分析技術に関する教育事業及び講師の派遣
21. 分析技術コンサルタント業
22. 古物営業法による古物商
23. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式の総数は、8,000,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができ

る。

(基準日)

第9条 当社は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととすることができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ②会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 18 条 当会社の取締役は、8 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ②増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の設置)

第 21 条 当社は、取締役会を置く。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- ②取締役会の決議によって、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ②取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ②取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ②当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電磁的記録をもって作成する。

②前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

(社外取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第30条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(員数)

第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 36 条 当会社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会で定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第 38 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 39 条 当会社は、会計監査人を置く。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 1 2 月 1 日から翌年 1 1 月 3 0 日までとする。

(剰余金の配当)

第 41 条 剰余金の配当は、毎年 1 1 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 5 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間等)

第 43 条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

②未払の剰余金の配当及び中間配当には、利息をつけない。

(附則)

1. 定款第 14 条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。
2. 本附則は、前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日にこれを削除する。